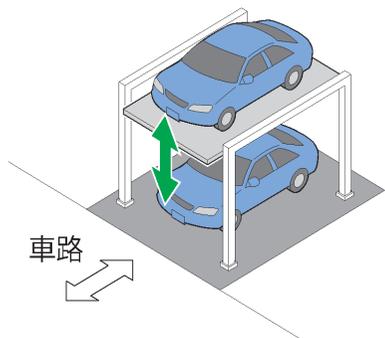


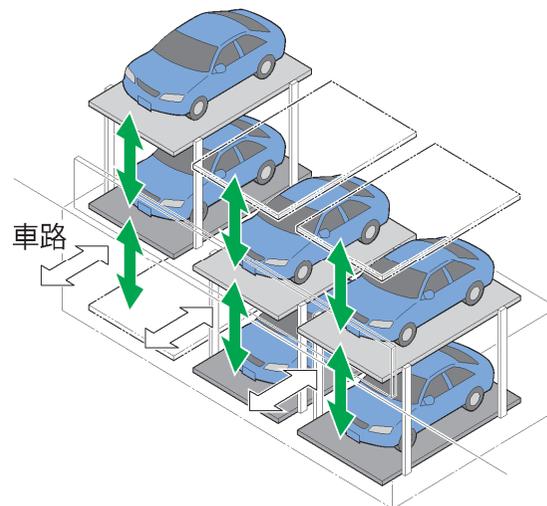
機械式駐車装置の安全対策

平成29年9月7日
国土交通省都市局

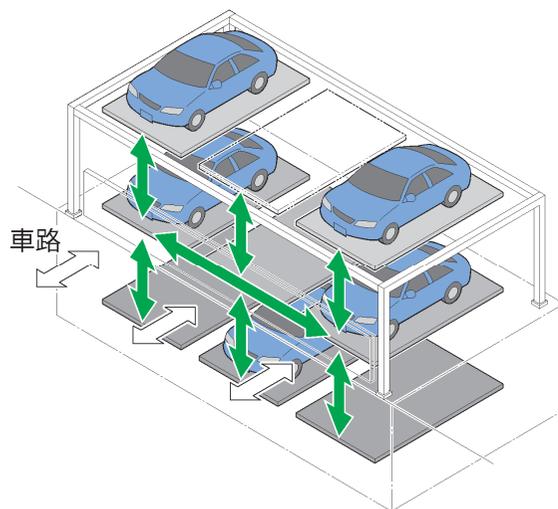
機械式駐車装置の種類(1)



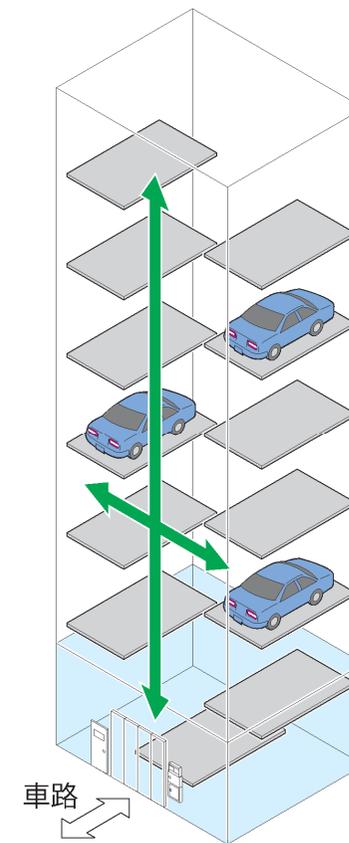
地上二段式



ピット二段昇降式

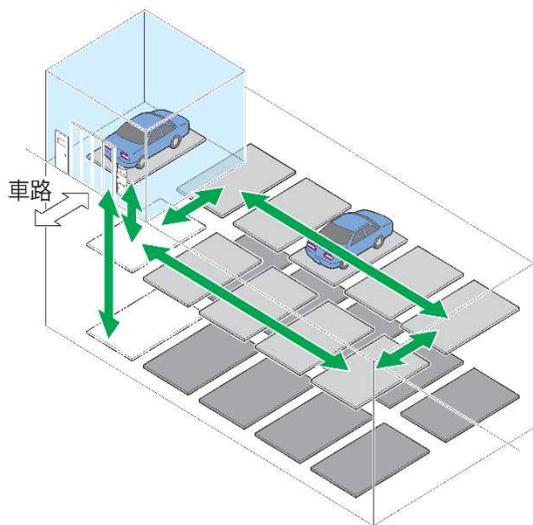


昇降横行式

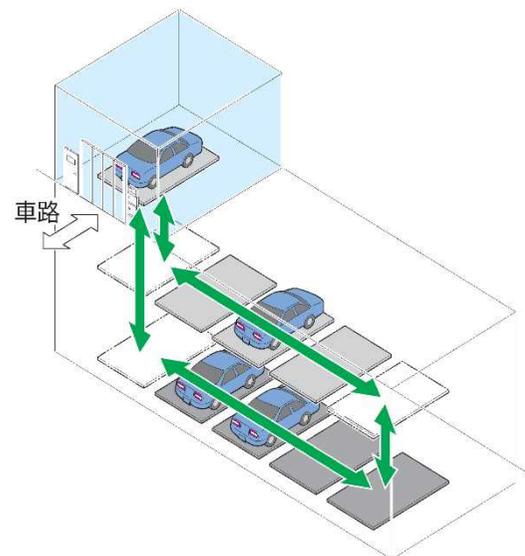


エレベータ方式

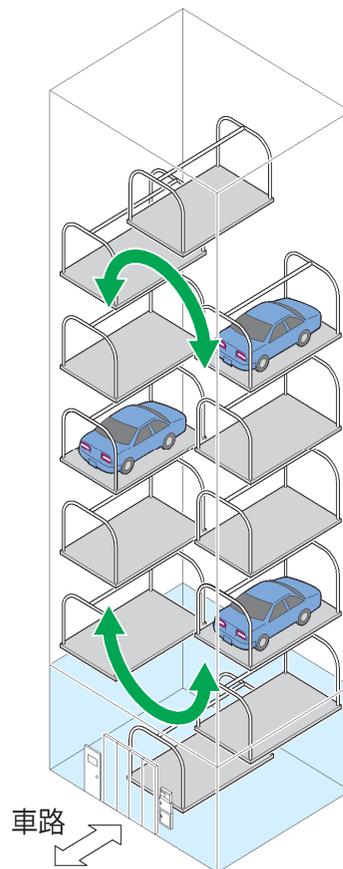
機械式駐車装置の種類(2)



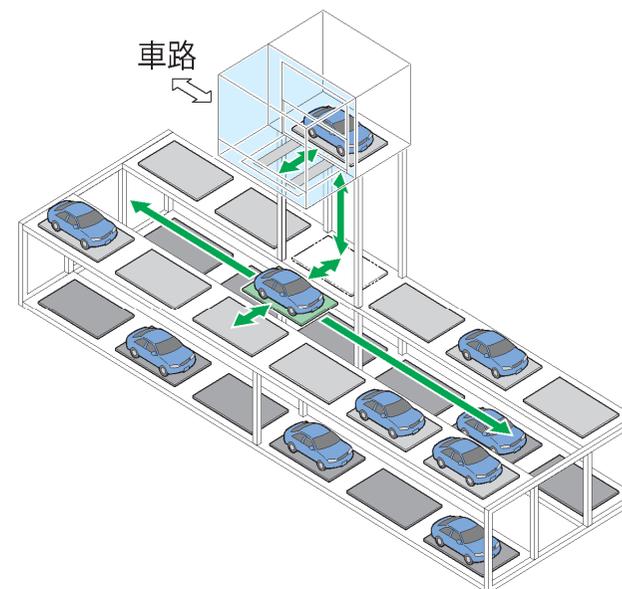
水平循環方式



多層循環方式



垂直循環方式

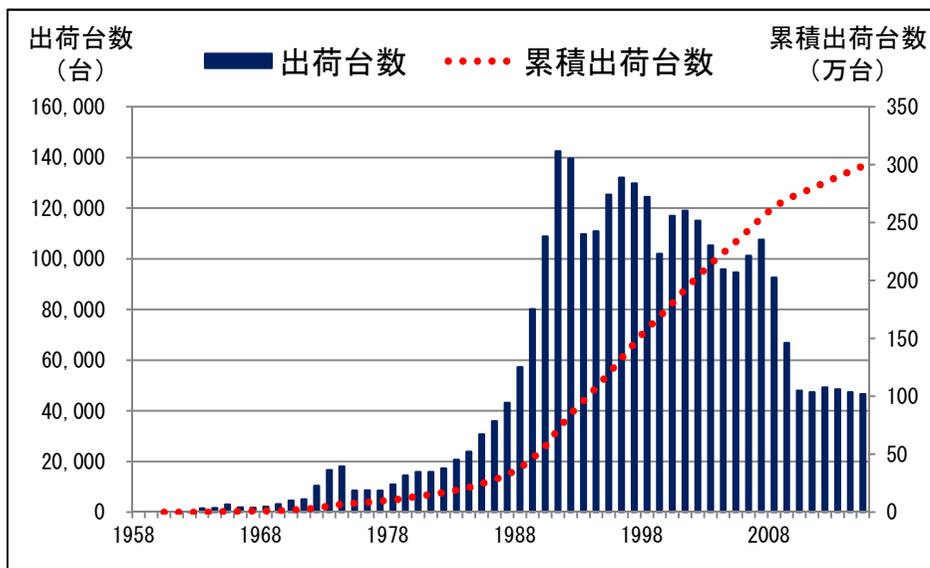


平面往復方式のバース式

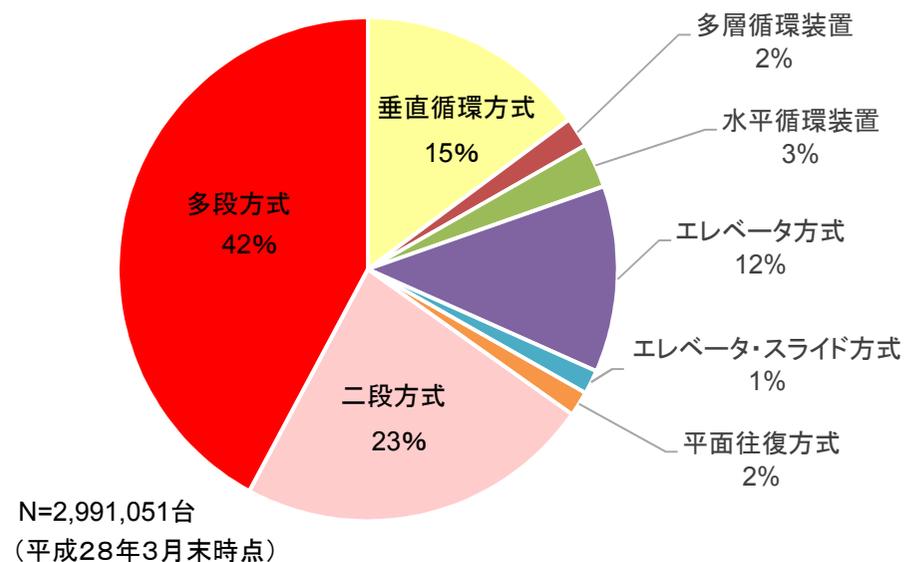
機械式駐車装置の普及状況

- 二段・多段方式、エレベータ方式を始め、様々な種類のものが存在。
- 限られた土地スペースを有効に活用可能なことから、1980年代後半から都市部で急速に普及（出荷累計は約55万基（平成28年3月末時点））。
- 時間貸し駐車場、商業施設等の公共用駐車場のほか、マンション等の専用駐車施設にも広く普及。

機械式駐車装置の
出荷台数の推移



機械式駐車装置の種類別
累計設置割合(台数)



出典:公益社団法人 立体駐車場工業会資料に基づき国土交通省作成

機械式立体駐車場における重大事故の発生状況

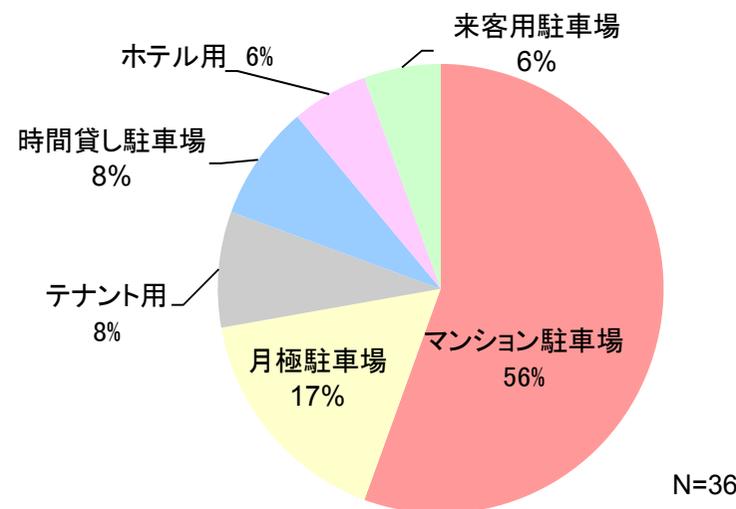
- 平成19年度以降、一般利用者等の死亡・重傷に至った事故は、少なくとも36件発生。
- 発生場所としては、マンション駐車場が5割強を占め、利用者が自ら操作する使用形態での事故が多い。
- 発生状況としては、「装置内に人がいる状態で機械が作動」が約4割を占める。

一般利用者等の死亡・重傷事故件数

平成19年度	1(0)
平成20年度	5(1)
平成21年度	2(1)
平成22年度	5(1)
平成23年度	2(1)
平成24年度	8(4)
平成25年度	3(2)
平成26年度	2(1)
平成27年度	4(1)
平成28年度	4(1)
合計	36(13)

※ 括弧内は死亡事故件数

死亡・重傷事故の発生場所(駐車場用途別)



死亡・重傷事故の発生状況と主な発生要因

	無人確認不足	危険源への接近	不適切な自動車運転	外部侵入	不適切な操作	機械・電気の不良、劣化	障害物	その他	合計
装置内に人がいる状態で機械が作動	11			2					13
人の乗降・歩行時の転倒・落下		3			1	1	1		6
作動中の装置に侵入・接触		6		1					7
車輛の入出庫時の衝突			6						6
装置の非常停止					1				1
その他		1						2	3
合計	11	10	6	3	2	1	1	2	36

出典：公益社団法人 立体駐車場工業会資料に基づき国土交通省作成

事故事例(愛知県稲沢市)

発生日時 : 平成26年1月23日 午後4時15分頃
 発生場所 : 愛知県稲沢市
 駐車場分類 : 時間貸駐車場
 装置分類 : 垂直循環方式
 設置年月 : 昭和63年3月
 大臣認定年月 : 昭和57年11月

事故概要

被災者：運転者・死亡

事故状況：従業員は、機械式駐車場（北）から被災者の軽乗用車が駐車されているパレットを出庫位置まで移動させ、被害者は駐車場（北）の中にはいった。その後、従業員は駐車場（南）の対応を行っていたところ、駐車場（北）に次の客が来て、従業員へ出庫を伝えた。従業員は被災者の出庫確認を怠り、パレットの移動を開始。従業員は異常に気づき緊急停止簿欄を押したが、被災者はパレットの移動に巻き込まれており、病院へ搬送されたが死亡した。人感センサーは故障しており作動していなかった。



事故発生号機

安全センサーの年間点検

稲沢駐車場事故過致死容疑で捜査

愛知県稲沢市の機械式立上り多層駐車場の駐車室内で発生した事故で、運転者1人が死亡した。国土交通省が捜査を進めている。この事故は、駐車場の安全センサーが故障していたことが原因と見られる。捜査は、駐車場の構造やセンサーの点検状況について行われている。また、従業員の対応についても調査が行われている。この事故は、駐車場の安全管理の重要性を改めて示している。国土交通省は、駐車場の安全確保のために、事業者に対して点検の徹底を呼び出している。また、従業員に対する安全教育の徹底も求められている。この事故を教訓とし、駐車場の安全管理を強化することが求められる。



駐車室内の構造



事故のイメージ

機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン（H26. 3公表、H26. 10改定）

- 機械式立体駐車場の安全対策検討委員会（座長：向殿政男 明治大学名誉教授）の検討成果を踏まえ、平成26年3月、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」を公表し、消費者庁と連携して、関係団体に対して安全対策の強化及び適正利用の推進を要請。
- その後、消費者安全調査委員会において事故調査報告書がとりまとめられたことなどを踏まえ、同年10月、ガイドラインの改定（「5. 関係主体間の連携・協働による取組」の追加）を行い、関係団体に対して既設の装置に関する安全対策及び適正利用の一層の推進を要請。

1. 製造者の取組

- 装置内への立入防止のための閉鎖性確保（ゲート、柵の設置等）
- 装置の稼動状況に対する視認性確保（操作盤の位置、モニター等）
- 安全性に配慮した操作方法（安全確認ボタン、緊急停止ボタン等）
- 人の転倒、転落等を防止するための開口部、障害物等の除去
- 装置のインターロック機能の確保、安全センサーの設置
- 非常時を想定した構造・設備の確保（退避場所、非常口等）
- 残留リスク及び適正な使用方法に関する説明、注意喚起等等

3. 管理者の取組

- 利用者に対する操作方法、注意事項等に関する書面説明の徹底
- 装置の安全確保のための維持保全、専門技術者による定期的な点検の実施
- 事故等発生時の対処
- 管理責任者の選任・明示及び実施方法等に関する文書作成・閲覧
- 委託契約等における実施主体・方法等の明示等

5. 関係主体間の連携・協働による取組

- 既設装置について、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者、利用者の関係主体は協議の場を設け、連携・協働して安全対策に取り組むこと
- 製造者、保守点検事業者は、協議の場において、装置のリスク、安全な利用方法等について説明を行うこと。これを踏まえ、設置者、管理者は、利用者に対する説明の徹底を図るとともに、製造者、保守点検事業者の参画の下、利用者への教育訓練を実施すること
- 利用者は、教育訓練への参加等により装置のリスクを十分認識した上で、適正な利用を心がけること

2. 設置者の取組

- 1. の要件を満たす装置の使用
- 設置場所、気象条件、使用条件等を考慮した装置選択
- 装置内への立入防止のための閉鎖性確保（ゲート、柵の設置等）
- 入出庫時の不要な人の立入抑止（子供の待機場所、荷物の積み下ろし場所等の確保）
- 装置内の視認性確保（照明設備の設置等）
- 残留リスク及び適正な使用方法に関する説明、注意喚起等等

4. 利用者の取組

- 装置の危険性を再認識した上での利用
- 他人の鍵、ボタン押し補助器具等の使用禁止
- 装置内の無人確認の徹底
- 運転者以外の乗降室外での乗降、やむを得ず同乗者が立ち入る場合の退出確認の徹底等

- 「機械式立体駐車場の安全対策のあり方について」(平成26年3月機械式立体駐車場の安全対策検討委員会報告書)を踏まえ、関係主体が早期に取り組むべき事項をまとめた「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」を公表。
- 今般、機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用のさらなる推進のため、一般の方にも一層分かりやすくなるよう、ガイドラインに基づく安全対策の具体的な実践例や関連する過去の事事故例等を取りまとめ、写真やイラストも交えて解説を加えた手引きを作成。(平成28年9月公表)

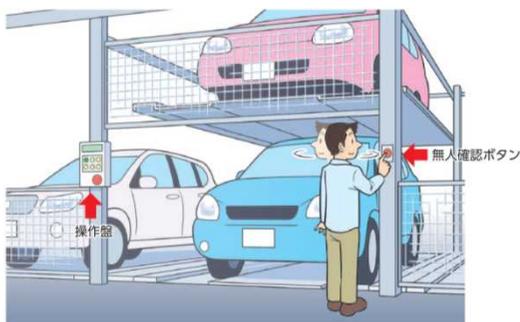


イラスト1
操作盤から離れた場所で視認性を確保する、無人確認ボタン



イラスト2
ボタン押し補助器具の使用と装置内立ち入りが容易のために起きた死亡事故例



イラスト3
入庫後の安全確認不足による死亡事故例



写真
外部者の侵入を防ぐ前面ゲートと柵の設置例

機械式立体駐車場の安全対策は大丈夫ですか？

～管理者向け自己チェックシート～

機械式立体駐車場では、利用者が機械に挟まれ死亡などの事故が発生しています。車を載せて動かすために大きな力が働くので、ひとたび事故が生じた場合には、重大な事故になってしまいます。機械式立体駐車場での事故を防ぐためには、利用者において適正な利用に努めて頂くことも重要ですが、特に施設の駐車装置については、管理者において安全対策を検討・実施することが極めて重要です。機械式立体駐車場の安全対策が十分に行われているかどうか、チェックしましょう。

- 装置内への人の侵入を防止するための措置が講じられていますか？

A (10点)	B (5点)	C (0点)
<input type="checkbox"/> 人が簡単に乗り越えられない防護網や鉛垂ゲート等を設置している(後付可也)。	<input type="checkbox"/> 欄干やステップの設置など、可成りの工夫を行っている。	<input type="checkbox"/> 遊んでいる子供などが、容易に侵入出来てしまう。
- 装置内への人の閉じ込めを防止するための措置が講じられていますか？

A (10点)	B (5点)	C (0点)
<input type="checkbox"/> 利用者に対して無人確認を促すことに加え、人の侵入を抑制して装置を停止するセンサーを設置している(後付可也)。	<input type="checkbox"/> 操作盤付近におけるシールの貼付等により、利用者に対する無人確認を促している。	<input type="checkbox"/> 無人確認を促すためのシール等が貼付されていない。
- 前の利用者が居残っている状態で、次の利用者が割り込んで操作しないための措置が講じられていますか？

A (10点)	B (5点)	C (0点)
<input type="checkbox"/> 施設番号やカードリーダー等により利用者を特定できる機能が付いている(後付可也)。	<input type="checkbox"/> 操作盤付近におけるシールの貼付等により、利用者に対する無人確認を促している。	<input type="checkbox"/> 無人確認を促すためのシール等が貼付されていない。
- 装置内の無人確認を徹底するための措置が講じられていますか？

A (10点)	B (5点)	C (0点)
<input type="checkbox"/> 操作盤からの死角を覆うための反射鏡やモニター等を設置している(後付可也)。	<input type="checkbox"/> 操作盤付近におけるシールの貼付等により、利用者に対する無人確認を促している。	<input type="checkbox"/> 無人確認を促すためのシール等が貼付されていない。
- 緊急時に装置を非常停止するための工夫がなされていますか？

A (10点)	B (5点)	C (0点)
<input type="checkbox"/> 非常停止ボタンを設置している(後付可也)。	<input type="checkbox"/> 非常停止ボタンが無いが、非常停止を行うことのできる、(後付ボタンから手動停止して7秒間の装置が停止する等)。	<input type="checkbox"/> ボタン押し補助器具等の不適切な使用等により、非常停止を行うことができない。

利用者に対する説明は行われていますか？

A (10点)	B (5点)	C (0点)
<input type="checkbox"/> 施設説明書等により説明を行っている。	<input type="checkbox"/> 施設説明書等を手交しているが、説明は行っていない。	<input type="checkbox"/> 施設説明書等を手交していない。

利用者が利用する駐車施設においては、専任の取扱者に対して十分な研修を行う必要があります。利用者に対する注意喚起は適切に行われていますか？

A (10点)	B (5点)	C (0点)
<input type="checkbox"/> 施設に取組説明を実施している。	<input type="checkbox"/> 操作盤付近におけるシールの貼付や利用者のためのパンフレットの配布等により、定期的な注意喚起を行っている。	<input type="checkbox"/> 定期的には注意喚起を行っていない。

技術者による点検や整備は適切に行われていますか？

A (10点)	B (5点)	C (0点)
<input type="checkbox"/> 点検や整備を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/> 点検において整備の実施が確認されているが、未対応がある。	<input type="checkbox"/> 専門技術者による点検を行っていない。

一事故が発生した場合の緊急連絡先を明示していますか？

A (10点)	B (5点)	C (0点)
<input type="checkbox"/> 施設の第一発見者がすぐ分かるように緊急連絡先を明示している。	<input type="checkbox"/> 緊急連絡先は決まっているが、明示していない。	<input type="checkbox"/> 緊急連絡先を決めていない。

管理責任者を明示していますか？

A (10点)	B (5点)	C (0点)
<input type="checkbox"/> 管理者が分かる位置に管理責任者を明示している。	<input type="checkbox"/> 管理責任者は決まっているが、明示していない。	<input type="checkbox"/> 管理責任者を決めていない。

注：各点、委員会やメンテナンス業者への委託契約の締結などを通じて、機械式立体駐車場の管理・保守・点検が適切に行われることを目指す。

安全対策の評価点は？ 下の□にチェックした数を記入し計算しましょう。

A: □×10点 +B: □×5点 +C: □×0点 = □点

50点～90点の方：安全対策は十分に講じられています。
・利用者への注意喚起等に引き続き積極的に取り組みましょう。

50点～90点の方：安全対策は講じられています・・・
・全ての項目が(5点)以上であれば、優良の対策は講じられています。
・C(0点)の項目が複数ある場合は、必ず全てできる対策からの取り組みましょう。
・関係主体による協議等の取組等を通じて、安全性向上のために計画的な安全改善を推進した取組事例を検討しましょう。

0～50点の方：対策は不十分です。
・C(0点)の項目についても、必ずどこできる対策から取り組みましょう。

消費者庁 国土交通省 日本機械工業会 日本駐車場工業会

機械式立体駐車場での 事故に御注意ください！

機械式立体駐車場では、利用者が機械に挟まれ死亡するなどの事故が発生しています。車を載せて動かすために大きな力が働くので、ひとたび事故が生じた場合には、重大な事故になっています。

駐車場を利用する場合には、以下に注意して安全に利用しましょう！また、改めて取扱説明書を確認したり、安全講習等を受けて、車載パレットの動き、操作盤の操作方法、緊急時の対処方法等を確認してください。

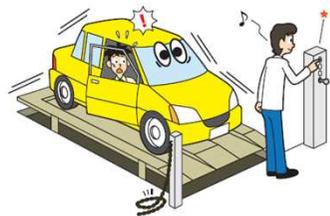
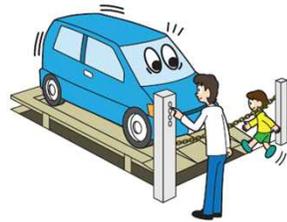


・運転者以外は中に入らないで下さい

運転者以外は装置の外で乗降してください。やむを得ず、幼児等を同乗させたまま入庫する場合には、装置から退出したことを必ず自ら確認の上、操作してください。

・子どもが装置に近付かないように細心の注意を払いましょう

特に機械の操作中に目を離してしまい、子どもの動きに気が付かないことがあります。また、停止しているときでも、装置の隙間に転落する事故が発生しています。子どもとは常に手をつなぎ、目を離さないようにしてください。



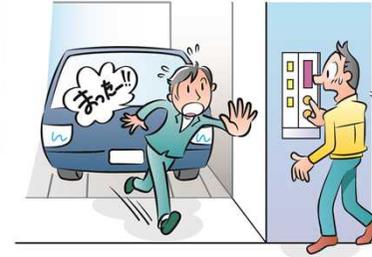
・他人の鍵が挿さっているときは使用中です

操作盤に他の人の鍵が挿さっている場合は、人が装置内に残っている可能性が高いため、絶対に操作をしないで下さい。

二段方式・多段方式の注意点



エレベータ方式の注意点



・死角に人がいるかもしれません。隅々まで確認してください。

操作盤の位置からでは、車の陰になって見えない場所もあります。人が隠れていないか必ず確認してください。

・装置内へ人が立ち入らないようにしてください。

装置の前面にチェーンがある場合は、必ず掛けてください。

・操作盤の昇降ボタンを器具等で固定して使用しないでください。

昇降ボタンを器具等で固定すると、安全機能が働かないため、直ちに停止させることができず危険です。

・センサー等に頼らずに、自分の目で装置内に人がいないことを確認してください。

人感センサーは、装置内に人が残っていても感知しない場合があります。また、車内の人は感知できません。そのため、安全装置が働かないこともあります。

・装置内への閉じ込め等、不測の事態が発生した場合には、

① 迷わず、非常停止ボタンを押してください。

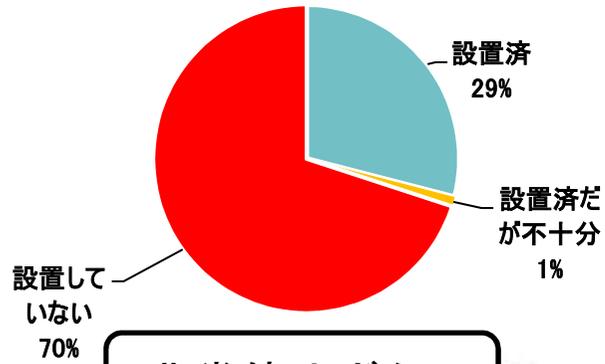
② 至急、操作盤に記載されている緊急連絡先へ連絡してください。

機械によっては、僅かな時間で危険な状態になることがあります。あらかじめ、操作盤及び装置内のどこに非常停止ボタンがあるかを確認してください。

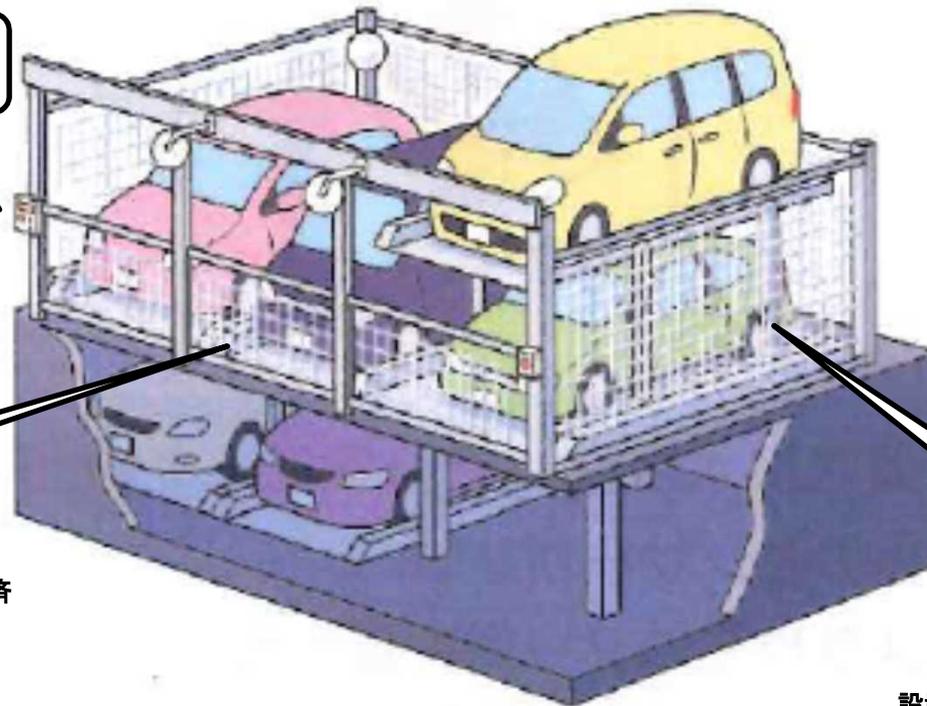
二段・多段方式用			大型装置用		
機械式立体駐車場での事故に御注意ください!			機械式立体駐車場での事故に御注意ください!		
他人の鍵が挿してあるときは操作しない! 	子供は中に入れない! 装置に近づかせない。 	装置内を確認! 人がいないか隔々まで確かめて。 	運転者以外は中に入らない! 	装置内を確認! 人がいないか隔々まで確かめて。 	緊急時には、 ① 非常停止ボタンを押し、 ② 緊急連絡先へ。 
消費者庁 国土交通省 公益社団法人 立体駐車場工業会			消費者庁 国土交通省 公益社団法人 立体駐車場工業会		

【二段・多段方式用】

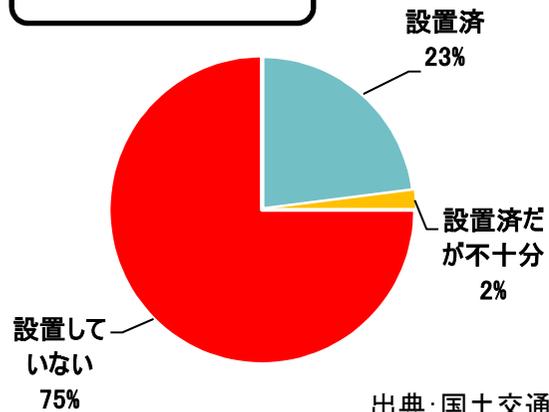
【大型装置用】



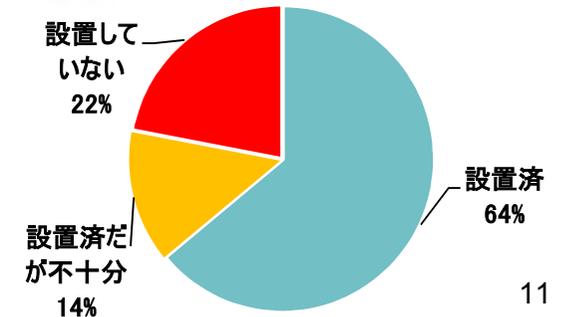
非常停止ボタン



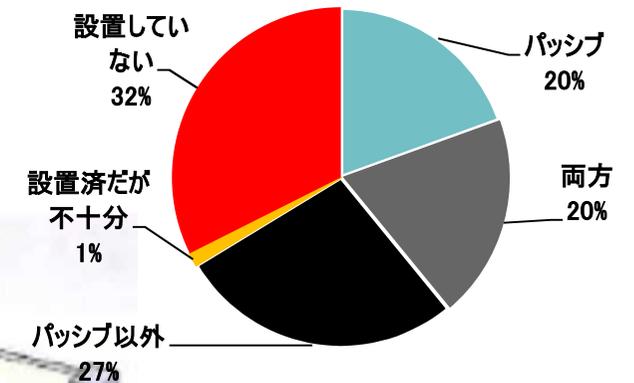
前面ゲート



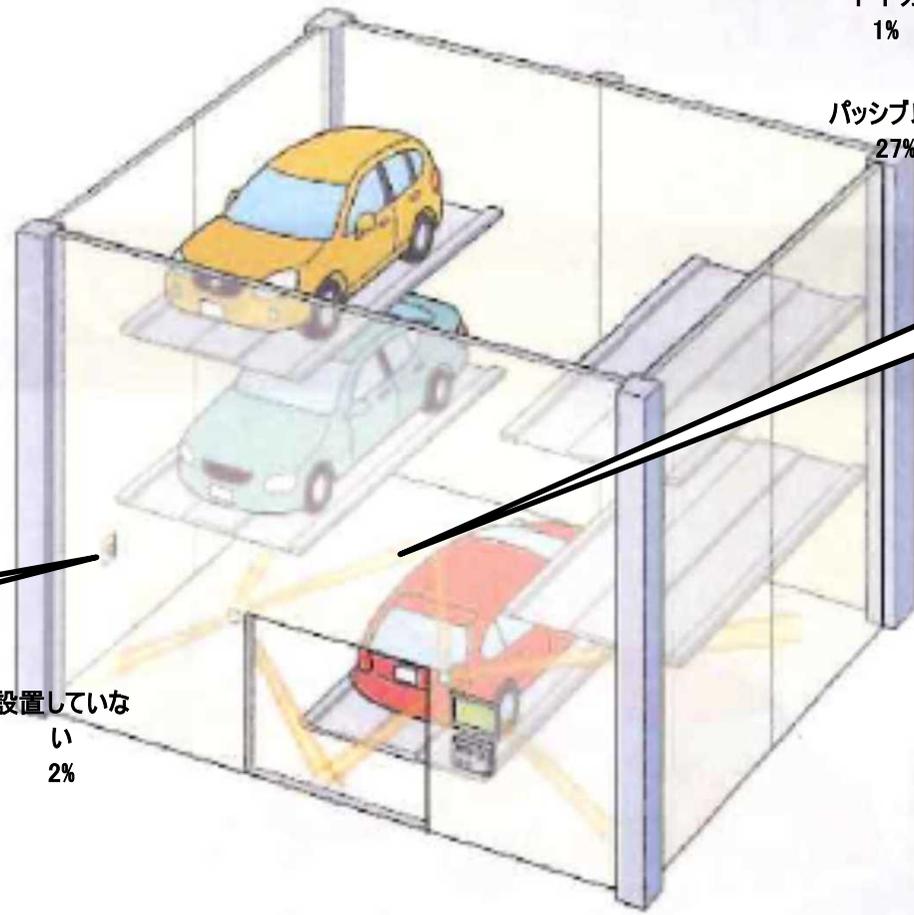
周囲柵



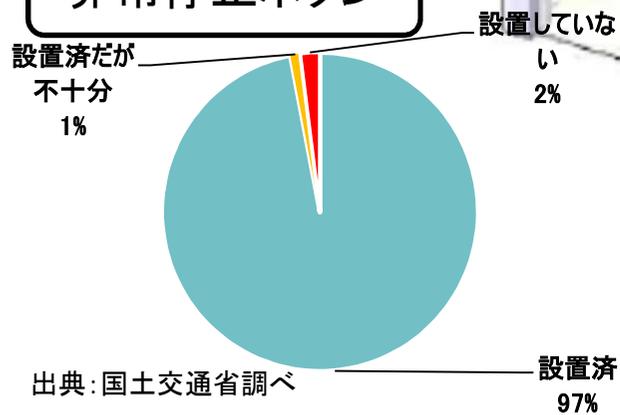
出典: 国土交通省調べ



人感センサー



非常停止ボタン



出典: 国土交通省調べ

街路・連立・新交通

ホーム > 政策・仕事 > 都市 > 街路・連立・新交通 > 機械式立体駐車場の事故情報

機械式立体駐車場の事故情報

国土交通省では、機械式立体駐車場における事故の再発防止を図るため、(公社)立体駐車場工業会からの報告等に基づき、これまでに発生した重大事故の情報提供を行っています。

- 注1) 重大事故とは、一般利用者の利用時に発生した死亡・重傷(全治30日以上)の事故を指します。
- 注2) 推定情報や間接情報を含むものであり、事故の原因や法的責任を特定するものではありません。

【事故の概要(平成19年6月以降)】(PDFファイル)

(公社)立体駐車場工業会では、機械式立体駐車場で発生した事故事例等を、アニメーション動画により分かりやすく提供しています。

多

国交省HP (http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000063.html)

機械式立体駐車場の重大事故情報(平成29年3月31日現在)

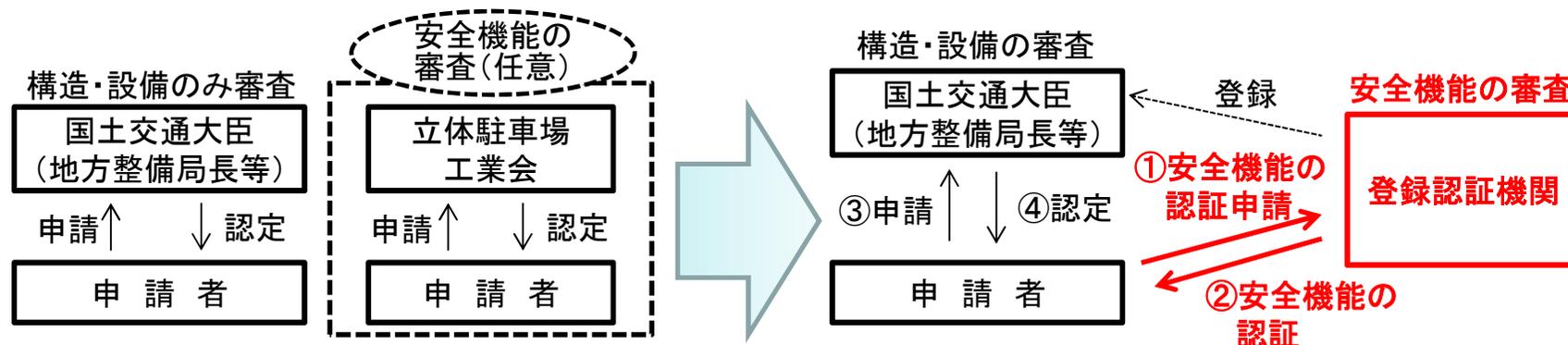
○装置内に人がいる状態で機械が作動

発生日	発生時刻	発生場所	被災者	危害区分	操作者	装置区分	駐車場用途	設置年月	事故概要
平成19年8月24日	午前10時頃	北海道札幌市	運転者A	重傷	運転者B	エレベーター方式	月極駐車場	平成9年9月	駐車場を通常利用せず、操作を行っていない人が操作を行ったところ、別の利用者が機械の旋回に巻き込まれ被害にあった。
平成22年3月25日	午前6時40分以前	大阪府大阪市	侵入者	死亡	不明	エレベーター方式	マンション駐車場	平成19年2月	侵入者が協力者の車に同乗して暗証番号を使って入庫。協力者は駐車場外に退出したが、侵入者は車が最上段付近に格納されてから車を降り、物色していたところ、次の利用者の入庫操作により上昇したカウンターウェイトにぶつかり転落した。
平成22年4月20日	午前12時頃	神奈川県横浜須賀町	運転者	死亡	係員	垂直循環方式	月極駐車場	昭和58年11月	運転者は車を入庫し、駐車装置外に退出した後、助手席にある荷物を取るため再び駐車装置内に入った。駐車場の操作係員が装置を起動したため、運転者は被害にあった。
平成23年5月31日	午後10時20分頃	福岡県福岡市	同乗者(子供)	死亡	運転者	エレベーター方式	マンション駐車場	平成16年3月	運転者は子供を乗せて入庫後、駐車装置の出入口扉を閉める操作を行った。その後、子供が駐車装置内に残っていることに気づき、出入口扉を開けたが、子供は機械に挟まれ被害にあった。
平成23年11月19日	午後7時30分頃	千葉県千葉市	運転者A	重傷	運転者B	昇降・横行式	マンション駐車場	平成20年12月	利用者が鍵を操作盤に挿した状態で車を入庫後、助手席で荷物を取り出していたところ、次の利用者が操作を行ったため装置が動きはじめ、開口部から転落し被害にあった。
平成24年5月18日	午前9時30分頃	大阪府吹田市	運転者	重傷	係員	垂直循環方式	時間貸し駐車場	昭和58年3月	操作係員は、運転者が既に駐車装置外に出たものと思い装置を作動させた。その後、操作係員は、駐車装置内に運転者が残っていることに気づいたが、緊急停止ボタンを押すべきところを誤って取消ボタンを押したため、装置は停止せず、運転者は被害にあった。
平成24年6月30日	午前0時15分頃～午前4時頃	千葉県松戸市	侵入者	死亡	運転者	エレベーター方式	月極駐車場	平成3年11月	被害者は外部から駐車装置内に侵入したと推定され、機械装置に挟まれて被害にあった。

○ 駐車場法施行令第15条に基づく大臣認定制度の下で、同条に規定する特殊の装置（以下「機械式駐車装置」という。）の構造・設備と併せて安全性を確保することを目的に、駐車場法施行規則を改正。

＜駐車場法施行規則の改正＞

- 大臣認定制度の下で、装置の安全性についても一体的に審査・認定を行う仕組みを構築。
- 安全性に係る審査について、第三者的な専門機関が代行審査を行うための「登録認証機関」の制度を創設。



＜経過措置＞

- ・既設の装置については、新省令施行後も、引き続き大臣認定の効力があるものとみなす。
- ・新省令の施行日から1年6月の間に限り、新省令の施行前に大臣認定を受けた型式の装置の設置を認める。

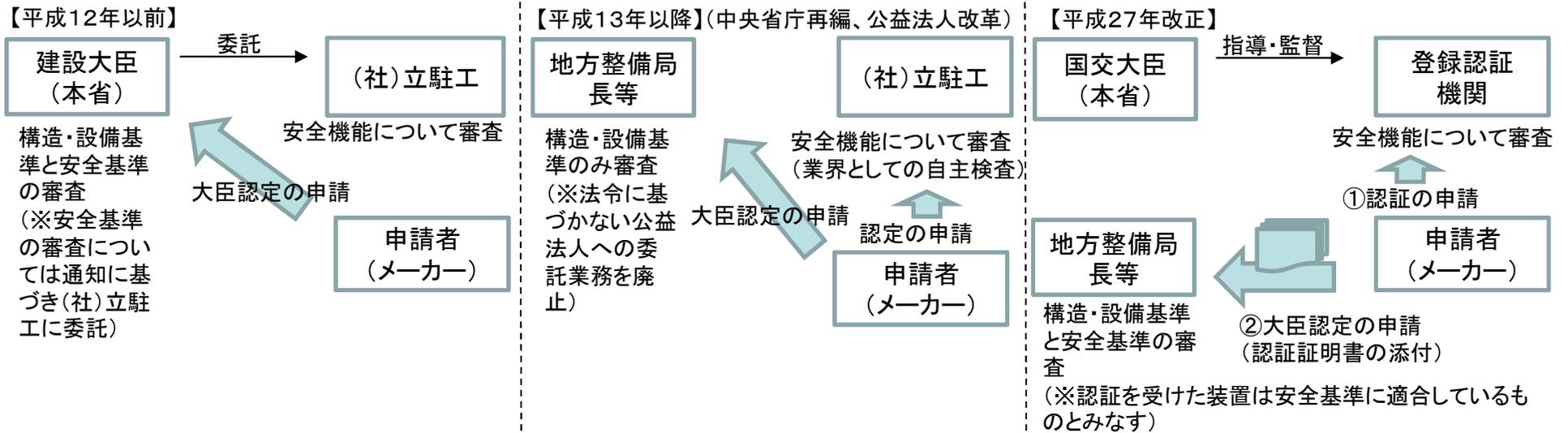
平成28年7月から新たな大臣認定を受けた装置の設置が義務づけ

○ 機械式駐車装置の認定状況 (H29.7末現在)

二段・多段方式	91件	平面往復方式	14件	エレベータ方式	54件	
多層循環方式	7件	水平循環方式	47件	垂直循環方式	9件	合計: 222件

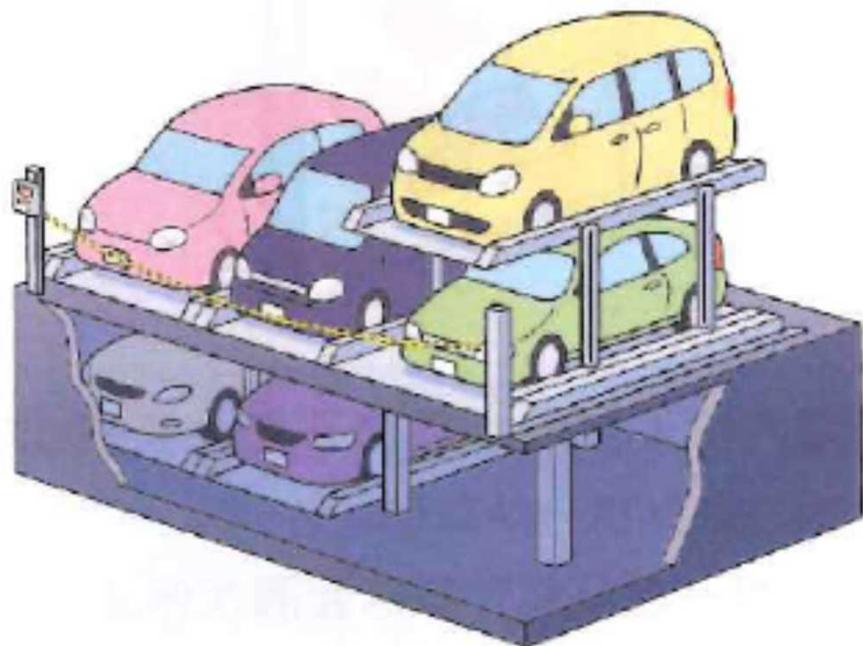
※詳細については、国土交通省HP (http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000068.html) をご覧下さい。

機械式駐車装置の大臣認定制度の変遷について



（特殊の装置）
 第十五条 この節の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

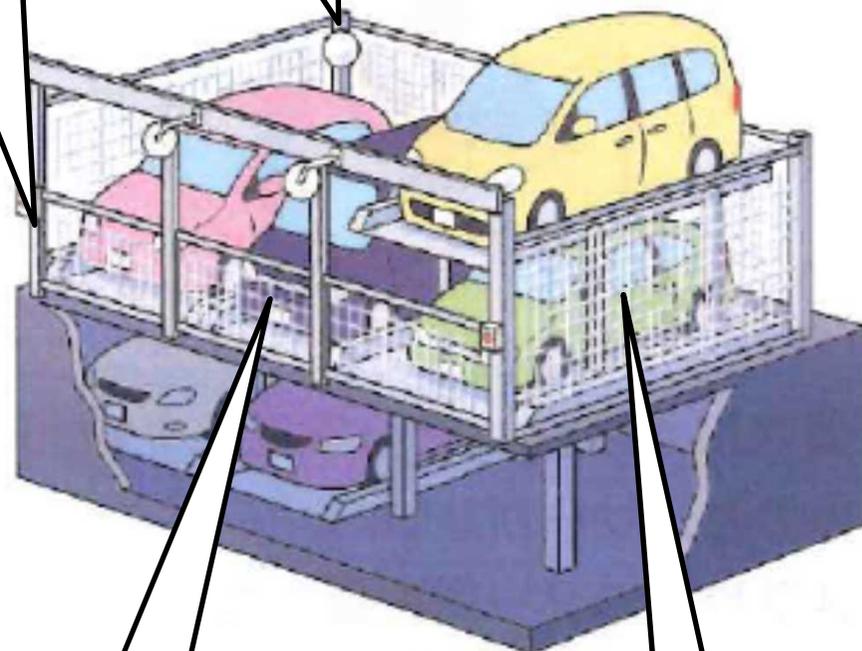
<従来の装置のイメージ>



<新たな装置のイメージ>

非常停止ボタン

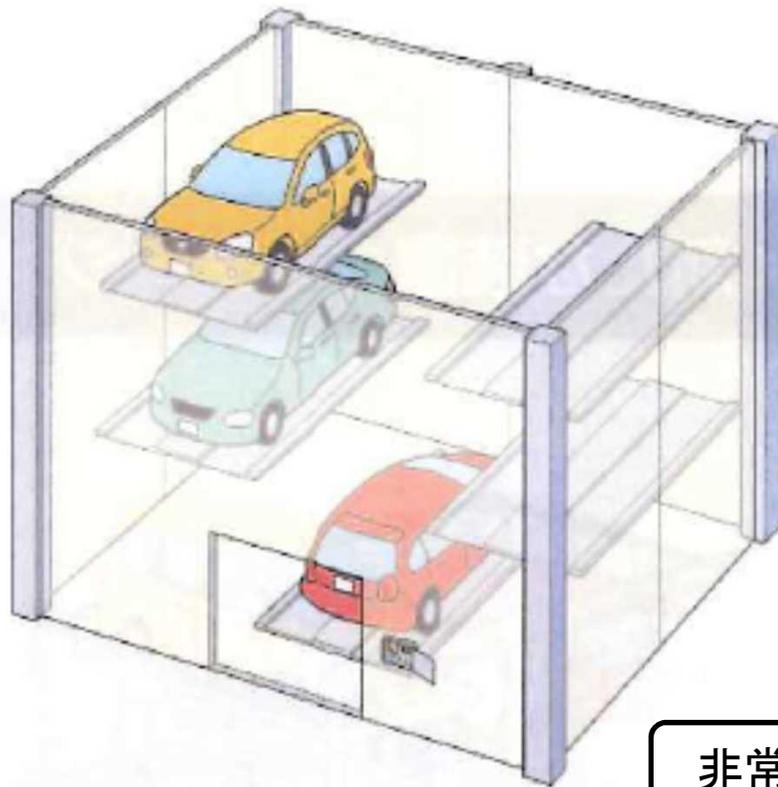
反射鏡



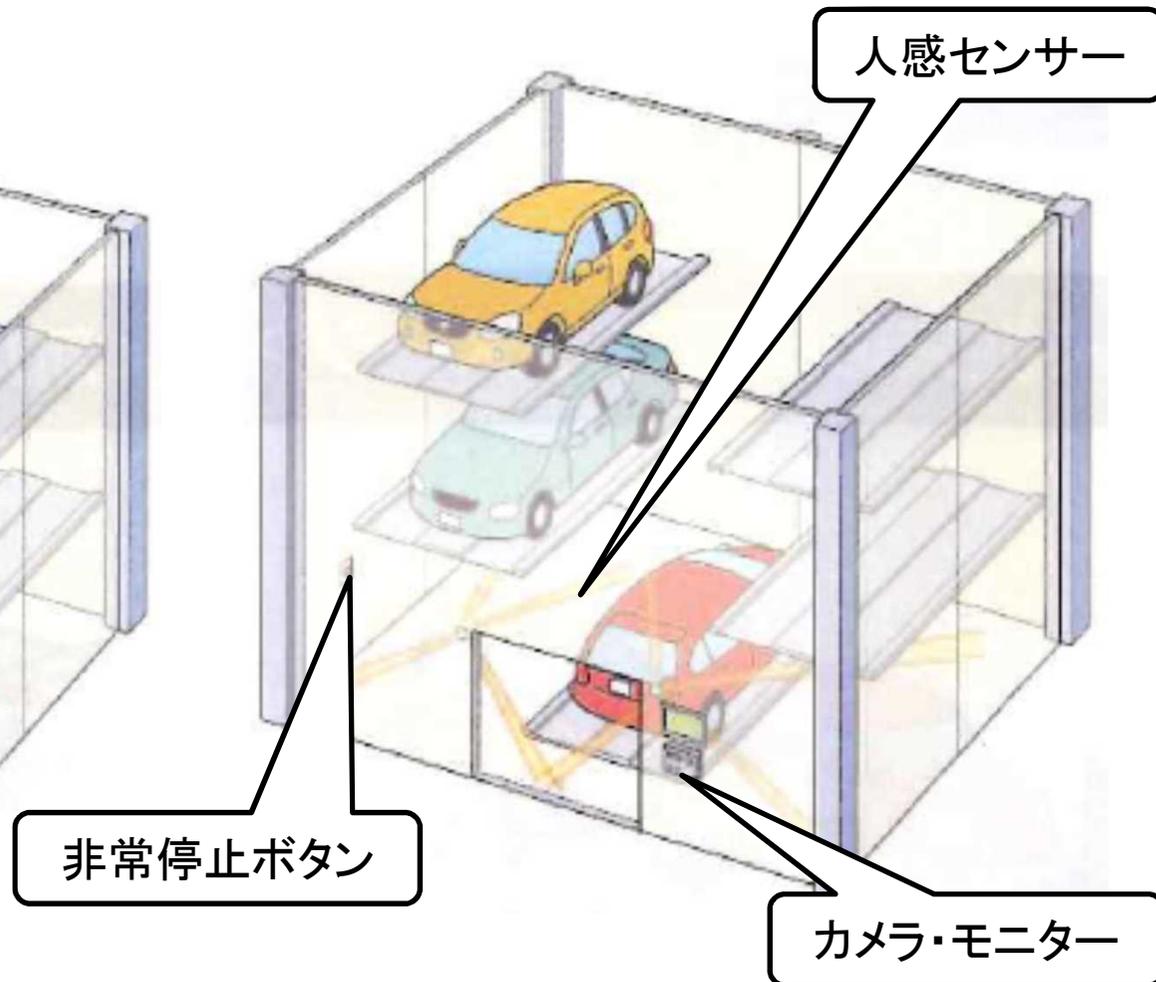
前面ゲート

周囲柵

<従来の装置のイメージ>



<新たな装置のイメージ>



大臣認定制度の対象範囲

利用者	一般公共の用に供する駐車場 (不特定の者が利用)	その他の駐車場 (特定の者が利用)
施設規模		
大規模 (500㎡以上)	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 時間貸駐車場 等 (ショッピングセンター、 公共駐車場等) </div>	マンション駐車場 月極駐車場 等
小規模 (500㎡未満)	時間貸駐車場 (コインパーキング等) 来客用駐車場 等	車庫、社員用駐車場 等

- 届出駐車場の適用範囲＝一般公共の用に供する駐車場で、都市計画区域内にあり、駐車料金を徴収するもの
- 駐車場法に基づき、大臣認定を受けた機械式駐車装置の設置が義務づけ
- 附置義務駐車場の適用範囲＝地方自治体の条例に基づき大臣認定を受けた機械式駐車装置の設置が義務づけ
- JIS規格の適用範囲(標準規格ではあるが義務ではない)

- 平成27年1月より駐車場法に基づく大臣認定制度を開始。登録認証機関(公益社団法人立体駐車場工業会)が定めた認証基準により安全性を審査。
- 平成28年3月、公益社団法人立体駐車場工業会が認証基準をもとにJIS原案を作成。日本工業標準調査会の審議を経て、JIS規格(機械式駐車設備の安全要求事項(JIS B 9991))として制定(平成29年5月25日)。国際標準規格(ISO12100)に対応し、大臣認定制度の整合した安全基準が確立。
- 今般のJIS規格の制定を契機として、わが国の安全で高品質な機械式立体駐車場の海外展開をより一層推進。

安全要求事項の基本的な考え方

機械類の安全性確保のための国際標準規格に対応

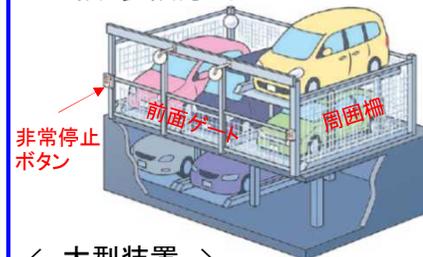
機械類の安全性を確保するための国際標準規格 (ISO12100)



機械式駐車設備の安全要求事項 (JIS B 9991)

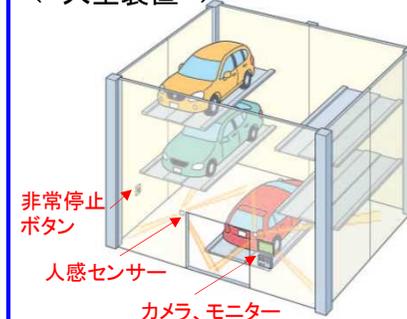
安全要求事項のイメージ

<二段・多段方式>



- ・周囲柵と前面ゲートを設置すること。
- ・装置内に人が残っていることを検知するセンサーを設置すること。
- ・装置の使用中に次の利用者が操作できないようにするための暗証番号等の機能を設けること。
- ・非常停止ボタンを設置すること。

< 大型装置 >



- ・装置内に人が残っていることを検知するセンサーを設置すること。
- ・装置内を確認するためのカメラやモニターを設置すること。
- ・装置の使用中に次の利用者が操作できないようにするための暗証番号等の機能を設けること。
- ・非常停止ボタンを設置すること。

安全対策SWGでご議論いただく事項

これまでの取組

- 機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン (H26.3策定・公表/同年10月改訂)
 - ・機械式立体駐車場に関わる製造者、設置者、管理者、利用者が早期に取り組むべき事項をとりまとめ
- 機械式立体駐車場の安全設備に関する実態調査
 - ・安全装置の設置状況等について実態調査を実施 (H26)
- 事故情報の収集・開示
 - ・公益社団法人立体駐車場工業会で、会員各社から提供のあった事故情報をもとに安全対策の実施や注意喚起を公表 (H26.7～)
- 新たな大臣認定制度の創設 (H28.7本格施行)
 - ・機械式駐車装置の構造・設備と併せて安全性についても一体的に審査・認定を行う仕組みを導入
 - ・安全性に係る審査に際して第三者機関の技術的知見を活用する仕組みを導入 ※認定件数 216件 (H29.6末時点)
- 「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」の手引き (H28.9策定・公表)
 - ・ガイドラインに基づく安全対策の具体的な実践例など、写真やイラストも交えて解説
 - ・管理者が既設装置の安全対策の実施状況を確認することができる「管理者向け自己チェックシート」を作成・公表
- JIS規格の制定 (H29.5制定)
 - ・国際標準規格 (ISO12100) に対応し、大臣認定制度にも整合したJIS規格の制定

今後の検討課題

- 適用範囲の見直し
 - ・現行の大臣認定制度は、路外駐車場(一般公共の用に供する駐車場)のみを対象としており、マンション等の専用駐車施設(車庫)については対象としていない。
 - ・マンション等の専用駐車施設において多く事故が発生していることに鑑みれば、安全性を確保する観点から、駐車場法の適用範囲の見直しや関係法令における対応を含めた新たな制度的枠組みの検討が必要。
- 点検・整備に係る制度の検討
 - ・機械式駐車装置については、その安全性を確保する観点から、点検・整備が確実に実施される仕組みが必要であり、具体的な点検時期・項目、点検資格者等を含めて、制度的な検討を深めていく検討が必要。
- 既存装置の安全性向上
 - ・現在使用されている既設装置についても安全対策の強化が必要。

安全対策SWGでご議論